令和6年度

入園のしおり



令和5年10月 福崎町教育委員会 学校教育課

もくじ

- 1. 教育・保育給付認定について(P.1)
- 2. 申請について (P.2)
- 3. 利用者負担額(保育料)について(P.4)
- 4. 幼児教育・保育の無償化について(P.7)
- 5. その他の手続きについて(P.9)
- 6. 町内認定こども園について(P.9)
- 令和6年度福崎町就学前教育・保育施設情報(予定)(P.11)
- 記載例 (P.12~)

お問い合わせ先

		名		称		所	在	地	電	話
	福崎	町	教 育	委員	会	福崎町南田	西 つ1 1	6 来地の 1	0790-2	2-0560
	学校	教育語	果子育⁻	て支援	係	他呵呵用田	兄ろこ	ひ留地の1	(内線2	253)
	\blacksquare	原	幼	児	遠	福崎町西田	原 126	3番地4	0790-22	2-1032
公	八 =	千 積	1 幼	児	園	福崎町八千	種 276	番地 2	0790-2	2-1207
公立	福	崎	幼	児	遠	福崎町福崎	新 448	番地3	0790-2	2-1091
	伌	岡	幼	児	遠	福崎町高岡	1956	番地 33	0790-2	2-3960
私立	姫	学 こ	تے ت	も	園	福崎町南田	原 206	2番地	0790-2	2-5480
立	サル	ビ	アこ	ども	溒	福崎町山崎	字清水(617番地7	0790-22	2-1313



1. 教育・保育給付認定について

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する際に、お住まいの市町村で、子どもの 年齢、希望する内容に応じた認定を受ける必要があります。

下記の3区分に加え、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い新たな認定区分が追加されました。※詳しくは7ページ以降を参照してください。

認定区分	対象の子	ども(年齢/教育・保育の別)	利用できる施設
1号認定	満 3 歳以上	保育の必要性の認定を受けない	幼稚園、認定こども園
2号認定	満 3 歳以上	保育を必要とする事由に該当し保	保育所、認定こども園
3号認定	満 3 歳未満	育の必要性の認定を受ける	休月別、脳足ととも風

《保育を必要とする事由》

2号・3号認定を受ける方は、下記のいずれかの事由に該当することが必要です。

必要事由	保育を必要とする状況	認定可能期間
就労	保護者が就労している(月48時間以上の就労を常態としている)。	就労している期間
妊娠•出産	母親が妊娠中あるいは出産前後であ る。	出産(予定)日から起算して8週間 前の日が属する月の初日から出産 (予定)日の8週後の翌日の属する 月末まで
疾病・ 障がい	保護者が病気やけがである。心身に障がいがある。	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	保護者が同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を介護・看護している。(月48時間以上の介護等を常態としている。)	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災 害の復旧にあたっている。	必要な期間
求職活動 (起業準備)	保護者が継続的に求職活動中である。	入園月から数えて3ヶ月後の末日 まで
就学	保護者が就学している(職業訓練を含む)。	就学している期間
育児休業	就労時から既に保育所等を利用していて、継続利用が必要である場合(新規入所の子どもは対象外)。育児休業中の転園は出来ません。	出生した子どもが、満1歳に達する 日の属する年度の末日まで

[※]認定可能期間に期限のあるものは、期限日をもって退園となります。継続して入園を希望

する場合は、期限月の15日(土・日・祝日の場合は、前開庁日)までに申請が必要です。

《保育必要量》

保育必要量とは、「保育を必要とする事由」と保護者の状況に応じて必要とする保育時間のことで、「保育短時間」と「保育標準時間」のいずれかで認定します。

					保育を	必要とす	る事由			
			****	妊娠•	疾病•	介護・	災害	求職	54.55 54.55	育児
			就労	出産	障がい	看護	復旧	活動	就学	休業中
	X	標準時間	0	0	0	0	0	_	0	-
	分	短時間	0	0	0	0	0	0	0	0

※保護者の就労等の状況に応じて認定する為、希望した保育必要量にならない場合があります。また、認定された保育必要量をフルに利用できるというものではありません。私的な用事や買い物などの時間は含みません。お仕事のお休みの日や早めのお迎えが出来る日は、できるだけご家庭での保育をお願いいたします。

2. 申請について

《申請に関する注意》

- 出生前の子どもの申請はできません。出生後に申請をお願いします。
- 書類の不備や未提出の書類があれば、受付できない場合や選考順位が下がる場合があります。
- 定員に空きがない場合など、申請しても利用できない場合があります。
- 虚偽の内容で申請した場合は、入園の取消や退園になる場合があります。
- <u>申請した内容から世帯状況や保育を必要とする状況等に変更があった場合は、必ず教育委</u> 員会に連絡してください。

《申請受付期間》

	申請受付期間	結果通知(予定)
1次受付	令和5年10月2日(月)~令和5年11月17日(金)	令和6年2月上旬
2 次受付	令和5年11月20日(月)~令和6年1月31日(水)	令和6年2月下旬

(土・日・祝・年末年始閉庁日を除く)

※1 次受付の方から審査します。

- ※上記申請受付期間に申込が出来ない場合も、随時受付しています。
- ※令和6年4月入園を希望する方の最終受付は、令和6年2月15日(木)です。
- 町外の幼稚園、認定こども園(1号認定)を希望する場合は、各施設に直接申請してください。
- ・町外の保育所、認定こども園(2号・3号認定)を希望する場合も、福崎町に申請してください。<u>事前に施設が所在する市町に申込期限等を確認した上で、申請してください。</u>
- ・町外の施設を希望された場合、結果の通知時期が上記とは異なる場合があります。

《申請に必要な書類》☆の書類は福崎町所定の様式があります。

番号	書類名	必要枚数	対象者
Α	教育•保育給付認定申請書兼教育•保育施設利	申込児童1人に	全員
A	用申込書(記載例 P.12)☆	つき1枚	土只
		 保護者1人につ	2 号認定・3 号認
В	保育を必要とする状況が確認できる書類	保護省 人に)	定を希望する場合
			のみ
С	個人番号申告書(記載例 P.13)☆	世帯につき1枚	全員
	不動産売買契約書又は賃貸借契約書		入園希望月までに
D	(転入先住所、入居予定日の記載があるもの)	世帯につき1枚	福崎町内に転入予
	※提出がない場合、選考順位が下がります。		定の場合のみ

B. 保育を必要とする状況が確認できる書類(2号認定・3号認定を希望する場合のみ) 父・母2名分(ひとり親家庭は、父または母分)が必要です。なお、ひとり親家庭の場 合は事由が確認できる戸籍謄本も添付してください。

	事由	必要書類(①・②と記載があるものは両方必要です)
	事業所等に雇用されている場合(会社員・公務員・パート・派遣社員等)	就労証明書☆ ※勤務先で証明を受けてください。 ※就労証明書の提出が困難な場合は、就労証明書の代わりに 「就労内容・求職活動に係る誓約書」☆を提出してください。 ※育児休業取得中の方は、就労証明書の【13.育児休業の取得】と【14.復職(予定)年月日】についても証明を受けてください。
就労	自営業の方 (中心者・事業主)	①就労証明書☆ ②最新の確定申告書、開業届、営業許可証等のうちいずれか 一つ
	自営業の方(協力者)	①就労証明書☆ ②最新の中心者の確定申告書(屋号・中心者氏名が確認できるページと協力者に給与賃金が支払われていることが確認できるページの2カ所)、協力者の源泉徴収票、雇用保険被保険者証の写し等のうちいずれか一つ
	内 職	内職証明書☆
	妊娠•出産	母子健康手帳の「表紙」及び「出産予定日」記載面の写し
疾病・障がい		○障がいにより下記の手帳の交付を受けている方・身体障害者手帳、療育手帳(A、B)・精神障害者保健福祉手帳の写し(1級、2級)○上記以外の方 診断書☆

介護•看護	①身体障害者手帳、療育手帳(A、B)、 精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)、 介護保険被保険者証の写し、診断書の写し等 ②介護・看護状況申告書☆	
災害復旧	り災証明書	
求職活動	就労内容・求職活動に係る誓約書☆	
就学	①在学証明書や学生証、②時間割、カリキュラム等	

C. 個人番号申告書

申請の際は、個人番号の提供が必要です。申請時に「番号確認」と「本人確認」を行いますので①番号確認書類と②本人確認書類(下記のいずれか)をご提示ください。

			・個人番号カード(裏面)(下	記②の本人確認書類は不	
(1)	個人番号確認書類		要)		
	((右記のうち 1 点)	・個人番号通知カード		
			・個人番号が記載された住民票等		
			・個人番号カード(表面)	• 運転免許証	
		兹尼克什老自八冠四	・パスポート	・住基カード(写真有)	
	本	顔写真付き身分証明	• 療育手帳	• 身体障害者手帳	
	人 確	(1点のみ)	• 精神障害者保健福祉手帳		
2	確認書類		・在留カード又は特別永住者記	正明書	
	類	その他の確認書類	• 各種健康保険被保険者証	• 各種共済組合の組合証	
		(2点必要)	• 年金手帳	• 児童扶養手当証書	
		(乙黑必安)	• 特別児童扶養手当証書	• 介護保険被保険者証	

- ・保護者(申請者)が申請する場合は、保護者(申請者)の番号確認及び本人確認を行います。
- ・保護者(申請者)以外の代理人が申請する場合は、保護者(申請者)が個人番号申告書の委任状欄を記入してください。保護者(申請者)の番号確認、代理人の本人確認を行います。

3. 利用者負担額(保育料)について

- 利用者負担額は、子どもと同一世帯に属して生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の市町村民税額の合算額によって決定します。なお、住宅借入金特別控除、寄附金控除、配当控除等の税額控除を受けている場合は、控除前の市町村民税額で計算します。
- ・令和6年4月から8月までの利用者負担額は、令和5年度市町村民税額(令和4年1月~ 令和4年12月の収入に対する税額)、令和6年9月から令和7年3月までの利用者負担 額は、令和6年度市町村民税額(令和5年1月~12月の収入に対する税額)により算定 します。そのため、年度途中に利用者負担額が変更となる場合があります。

- 住民税の未申告等により市町村民税額の確認ができない場合は、最高階層の利用者負担額 をお支払いいただきます。
- ・ 満 3 歳に到達した日の属する年度中は、満 3 歳未満の利用者負担額が適用されます。
- 福崎町では入退園管理を月単位で行っているため、利用者負担額は 1 ヶ月分かかります。
- 1 号認定と 2 号認定(3 歳児クラス以上)の子どもの保育料は無料です。ただし、給食費(副食費)はかかります。給食費については下記を参照してください。
- ・利用者負担額以外に、絵本代・保護者会費等の別途実費負担があります。

【3号認定の子どもの利用者負担額(令和5年10月1日時点)】

※3号認定の子どもの給食費は利用者負担額に含まれています。

階層区分			保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活	5保護世帯	O円	0円
第2階層	市町村目	R税非課税世帯	O円	0円
第3階層		48,600 円未満	18,000円	17,700円
第4階層		97,600 円未満	30,000円	29,500円
第5階層	丰 丽村兄爷	133,000 円未満	35,000円	34,400円
第6階層	市町村民税	169,000 円未満	44,500円	43,700円
第7階層	所得割課税額	301,000 円未満	50,000円	49,200円
第8階層		397,000 円未満	52,000円	51,100円
第9階層		397,000 円以上	55,000円	54,100円

※ 母子(父子)世帯または在宅障がい児(者)のいる世帯の場合

第3階層世帯と認定された世帯は、最年長の子どもから順に1人目は8,300円、第4階層と認定された世帯のうち世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、最年長の子どもから順に1人目は9,000円、2人目以降は第3階層、第4階層ともに無料です。

※ 多子世帯の場合

- ・世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯については、小学校就学前までの 範囲で認定こども園、保育所等を同時利用する場合、最年長の子どもから順に2人目 は利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降は無料です。
- <u>所得割額 57,700 円未満の世帯は、小学校就学前までの年齢制限にかかわらず最年長</u> の子どもから順に 2 人目は半額、3 人目以降は無料となります。

【町内認定こども園の1号認定の子ども・2号認定の子ども副食費(令和5年度時点)】

認定区分	月~金曜日の利用	月~土曜日の利用
1 号認定(給食費)	2,900 円	
2 号認定(給食費)	3,600円	4,200 円
2号認定(おやつ代)	800円	920円

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども及び全世帯の第3子以降の子どもについては副食費の 支払いが免除されます。(1号認定は小学校3年生までの範囲において、2号認定は小学校 就学前までの範囲において、最年長の子どもを一人目と数えます。)
- 給食費等は、今後変更になる可能性があります。
- 町外の施設を利用する場合、金額が異なります。各施設にお問い合わせください。

《利用者負担額等の納付方法》

• 町内公立認定こども園 4 施設の利用者負担額、町内園児送迎バス利用料、給食費(副食費)、及び町外私立保育所の利用者負担額の納付方法は口座振替です。その他の施設をご利用の方は、各施設にお問い合わせください。

《口座振替の申込手続》

- ・□座振替依頼書、通帳、届出印を持って、□座を開設されている金融機関の窓□で申込み してください。
- ・口座振替依頼書は町内にある金融機関と教育委員会にあります。町外の支店で申込手続をする場合は、金融機関に口座振替依頼書がありませんので、教育委員会までご連絡ください。
- ・既に入園している兄弟姉妹が口座振替を利用している場合でも、<u>新規入園した子どもに</u> ついては、新たに申込みをしないと口座振替されませんのでご注意ください。
- ・口座振替申込日から口座振替開始まで1~2ヶ月程度かかります。

《口座振替ができる金融機関》

兵庫西農業協同組合	みなと銀行	三井住友銀行	但馬銀行
播州信用金庫	但陽信用金庫	姫路信用金庫	ゆうちょ銀行

《町内公立認定こども園、町外私立保育所の利用者負担額、園児送迎バス利用料の振替日》 (令和5年10月1日時点)

	公立認定こども園	町外私立保育園	園児送迎	町内・町外私立認定
	保育料	保育料	バス	こども園保育料
4月分		5月下旬		
5月分		6月上旬		各園にお問い合わせ
6月分		6月下旬		ください。
7月~3月分		当月5日		

- 上記振替予定日は、今後変更になる可能性があります。
- 口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に振替します。
- 再振替はしません。口座振替ができなかった場合は、後日納付書をお渡しします。
- 町内私立認定こども園 2 施設の町内園児送迎バス利用料は教育委員会から納付書を送付します。(口座振替はご利用いただけません)。
- ・児童手当受給者が保育料を滞納している場合は、児童手当の支給の全額または一部を

それらの費用の支払いに充てる場合があります。

《町内公立認定こども園の給食費の振替日》

	1号認定	2号認定					
4月分~7月分	翌月20日	翌月20日					
450,0150	(再振替:翌々月5日)	(再振替:翌々月5日)					
8月分	夏期休暇のため、なし	9月20日					
0.84	9月20日	(再振替:翌月5日)					
9月分	(再振替:翌月5日)	一 (舟旅省・五月3日)					
10月~3月分	当月 20 日	当月 20 日					
10月~3月万	(再振替:翌月5日)	(再振替:翌月5日)					

[※]口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に振替えします。

4. 幼児教育・保育の無償化について

子育て世帯を応援し、経済的負担を軽減させるため、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼児教育の無償化は、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

《対象者》

- ①3~5歳児までの全ての子ども
- ②0~2 歳児までの市町村民税非課税世帯の子ども

《対象費用》

施設•事業名	無償化対象範囲	手続
認定こども園・幼稚園・ 保育所等の利用者負担額	全て無償	なし
認定こども園(1号認定)・幼稚園の一時預かり事業(幼稚園型)	「保育を必要とする事由」 ^(※1) に該当する場合 3~5 歳児:利用日数×450 円が限度(月額) (※1)「保育を必要とする事由」については、 1 ページを参照してください。	「施設等利用給付認定」の申請が必要です。
認可外保育施設、一時預かり事業(一般型)、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等の利用料	「保育を必要とする事由」に該当する場合 3~5歳児:月額 37,000 円まで 0~2歳児 ^(*2) :月額 42,000 円まで (※2) 市町村民税非課税世帯に限ります。	「施設等利用給付認定」の申請が必要です。

《対象外となる費用》

下記の費用は、保護者にご負担頂きます。

無償化の対象外となる費用	〇おかず代、おやつ代、通園送迎費、行事費等
	〇延長保育利用料

《施設等利用給付認定について》

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、従来の認定こども園等を利用していただくための 認定は、「教育・保育給付認定」となり、新たに認可外保育施設等の利用について無償化の対 象となるための「施設等利用給付認定」が創設されました。

認定区分		対象の子ども	対象施設・事業
新 1 号認定	満3歳以上	保育の必要性の認定を受けない	新制度に移行していない幼稚 園、特別支援学校等(どちらも町 内にはありません)
新2号認定	満3歳以上	保育を必要とする事由に該 当し保育の必要性の認定を 受ける	認可外保育施設、一時預かり (幼稚園型・一般型)、病児保 育事業、ファミリーサポートセ
新3号認定	満3歳未満	保育を必要とする事由に該当し、保育の必要性の認定を受ける子どものうち、市町村 民税非課税世帯の子ども	ンター事業等 ※ファミリーサポートセンター 事業については町内にはありま せん。

《申請に必要な書類》☆の書類は福崎町所定の様式があります。

番号	書類名	必要枚数	対象者			
^	子育てのための施設等利用給付	 申込児童1人につき1枚	全員			
A	認定申請書(記載例 P.14)☆	中央元里「人につる「似	土貝			
	保育を必要とする状況が確認					
В	できる書類	保護者1人につき1枚	全員			
	(事由により所定の様式有り)					
С	個人番号申告書(記載例 P.13)☆	世帯につき 1 枚	全員			
			新3号認定での認定			
D	 令和5年度課税証明書	 保護者1人につき1枚	を希望し、令和5年			
	117110千皮味が証明音	体域日1八にフロー似	1月1日時点の居住			
			地が町外の方のみ			

- B. 保育を必要とする状況が確認できる書類(3~4ページを参照してください。)
- C. 個人番号申告書(3~4ページを参照してください。)
- D. 令和5年度課税証明書

令和5年1月2日以降に福崎町に転入された方については、令和5年1月1日時点で 住民登録をしていた市町村が発行する課税証明書を提出してください。

《申請期日》

・対象施設・事業等の利用を開始する月の前月 15日(15日が土・日・祝日の場合は、前開庁日)までに提出してください。

申請が間に合わなかった場合、対象施設・事業等の利用料は保護者負担となります。

5. その他の手続きについて

《申請内容に変更があったとき》

- 申請内容に変更があった場合は、速やかに変更申請をおこなってください。
- ・保育を必要とする事由の変更には変更申請書とあわせて保育を必要とする状況が確認できる書類の提出が必要です。
- ・認定変更申請をする場合は、変更希望月の前月 15 日(土日祝の場合、前開庁日)まで に手続きが必要です。

《具体例》

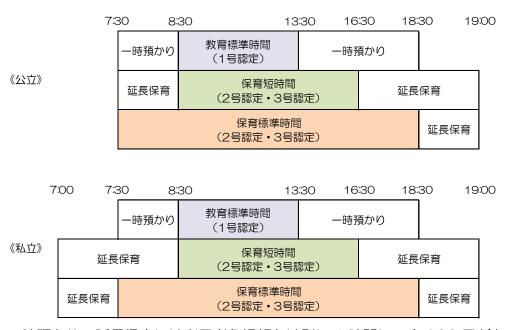
- ・認定区分、保育必要量の変更 ・家族構成の変更 ・住所、氏名の変更
- 保育を必要とする事由の変更(保護者が転職、離職する場合も申請してください)。

《入園辞退または退園したいとき》

- 入園施設決定後に入園を辞退する場合は、速やかに入園申込辞退届を提出してください。
- 退園する場合や福崎町外に転出する場合は、退園届を提出してください。
- 入園申込辞退届や退園届を提出した後に、再度教育 保育施設の利用を希望する場合は、 新たに利用申請をする必要があります。

6. 町内認定こども園について

《開園時間》



• 一時預かり、延長保育には利用者負担額とは別に 1 時間につき 200 円がかかります。

《休園日》

- 1号認定の休園日は土曜日、日曜日、祝日、春休み(3/21~4/4)、夏休み(7/21~8/31)、冬休み(12/22~1/7)です。
- ・2・3号認定の休園日は日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)です。
- 上記の他、非常災害やその他特別な事情がある場合は、臨時に休園となる場合があります。

《園児送迎バス》

- ・園児送迎バスは町内に限り運行します。
- 対象者は 1 号認定の子ども及び 2 号認定・3 号認定の子どものうち短時間認定の子どもです。(1 号認定の子どもは行きのみの利用です)。
- 利用を希望する場合は、事前に園児送迎バス利用申込書の提出が必要です。
- 利用料は子ども 1 人につき 2,800 円/月です。月途中からの利用開始、終了の場合でも利用料は 1 ヶ月分かかります。
- ・乗車時刻は、教育委員会が指定した時刻となります。
- 非常災害や、その他特別な事情がある場合は運行休止となる場合があります。
- ・利用を休止する場合は、利用を休止する<u>前月20日</u>(20日が土・日・祝日の場合は前開 庁日)までに、教育委員会に園児送迎バス利用休止届を提出してください。

●令和6年度 福崎町就学前教育・保育施設情報(予定)

サルビアこども園 (F22-1313)	11個617-7	J F福崎駅の北約600mの位 置にあります。県立福崎高校と番 但線の間を北へ通り抜けたところ にあり、園庭にかわいい遊具がた くさん並んでいます。	社会福祉法人 サルビア会	昭和55年	平成26年度	鉄骨造2階建(一部平屋建)	1183. Om	1432. 5m²	105人	産休あけ(2ヶ月)~5歳児まで	7:00~19:00	語 (参) A (本) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	・ ①歳がら小学校就学町までの一 の場がら小学校就学町までの一 の単純性を考慮し、各年齢にとの り世域、自然、人との関わりのの。 を育成します。 を育成します。 を育成します。 を対します。 を対します。 を対します。 を対しては、 を対してするのある遊びが展開 でまんかの方でもった子でも を対してするかのでは、 をがな繰り広げる中で目がなのに もえい、 もないます。 をは、 はびを繰り広げる中で目がなのに もないます。 はびを繰り広げる中で目がなのに もないます。 まいまれた は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
姫学こども園 (FL22-5480)	南田原2062	福崎町庁舎より南へ約700m の位置にあります。おとぎばなし の家を想かせるような赤いとんが り帽子の時計台と、入り口にはと んがり偏子のわんばくのオブジェ とこち金次郎さんが迎えてくれる 園です。	社会福祉法人 福崎福祉会	昭和53年	平成23年度	鉄骨造 平屋建	640.39m²	1157.8m²	75人	産休あけ(2ヶ月)~5歳児まで	7:00~19:00	(理 急) よりよい家庭関係を支援するため に (子ども・保護者・地域) に最善を巨くすことを誇りとします。 (方 針)	・ 正進にカたる人格形数の基礎を
高岡幼児園 (FL22-3960)	高岡1956-33	福崎駅より北西へ約2kmのJV 高い丘にあり、高岡小学校と隣接 しています。季節の変化を急近に 感じられる豊かな自然に包まれて います。	田 學 ""	平成27年	平成26年度	鉄筋コンクリート造平屋建	745.37m²	1385, 41m²	45人	産休あけ(2ヶ月)~5歳児まで	7:30~19:00	描う。 てる。	「豊かな自然」と「少人数保育」 という恵まれた環境のもと、一人 ひとのの着ちな大いに、「明な 自分を表現でなっています。安心して 自分を表現できる人間との中 自分を表現できる人間との中 にかかり、の人・特・国際に非体的 にかかり、のでのできるでは ないたりできる感性や意欲、健康 ないたりできる感性や意欲、健康 な前たに、子だも、在さかり、 な育ちなし、本ます。 な育ちを支えていきます。 な育ちを支えていきます。
福崎幼児園 (FL22-1091)	1448-	福崎小学校より西へ約300mの 所に位置し、園舎東側を流れる七 種川と季節ごとに表情を変える田 畑に囲まれ、身近な自然が子ども たちをつつんでくれます。	福崎町	平成21年	平成20年度	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部2階建)	1345.93m²	2582, 00m²	183人	産休あけ(2ヶ月)~5歳児まで	7:30~19:00	i結の安定を図り、生きる力の基礎を i本的生活習慣を確立する。 s際性を育てる でいて、社会性や思いやりの心を育 ながにし、社会性や思いやりの心を育 な人権感覚の芽生えを育む。	「心豊かで確なかな子だもの耐な」という数角・保着目標のもん、一人ひとりがいまいまた楽しく遊び生活できるような環境づくくを発揮しながの集団生活を楽しりを心がけています。その子のして、最かなをはくくめるよう。 に悪り添い、発達に向じたかかりのに努めています。
八千種幼児園 (E22-1207)	八千種276-2	慰霊塔の山を背に田畑が多く、 少し高台に位置し、小学校と嫁接 しています。自然豊かな遠遠で、 周囲の里山が四季を知らせ、ゆっ たりと遊びを楽しむには最高の立 地条件です。	福崎町	平成26年	平成25年度	鉄筋コンクリート造平屋建	1058, 86m²	1303.20m²	87人	産休あけ(2ヶ月)~5歳児まで	7:30~19:00	○落ち着いた環境の中で情緒の安定を図り ○幼児の自立心を育て、基本的生活習慣を ○自然とかかわり、豊かな感性を育てる。 ○人や物とのかかわりを大切にし、社会性 ○自尊感情を高め、豊かな入権感覚の芽生	豊かな自然 たったした でした でした でした。 を動かする時代 を通して、 を通して、 を通して、 を通して、 をでした をの、 の の の の の の の の の の の の の
田原幼児園 (FL22-1032)		- 福島田役場北 所に付置し、田 たいます。 ドオレンヅの曜	福崎町	中成24年	平成23年度	鉄筋コンクリート造平屋建	2122, 48m²	1896. 59m²	240人	産休あけ(2ヶ月)~5歳児まで	7:30~19:00	(方金+)	「豊かな生活や遊びや通して、 心を着てるとてもに生命ありの単 随を着さり、たちに生命の のもで、遊び中心の自主的な生活 の中で、心臓が中心の自主的な生活 の中で、心臓がみ子でもに薄って へれることを願いりし、数高なび にずらを対し、います。心事なす る子をめて、いれず。心事なち を子をがに、・人・人の子でも を大切にしながら疾長におったよ を大切にしながら疾長におったよ を大切にしながら疾長におったよ を大切にしながら疾長におったす がよい環境づくのを心がけています。
函		中	設 置者	開語	建設	施構造	園舎の面積	園庭の面積	定員	保育年齡	開園時間 (延長保育を含 む)		教育・保育方針

※詳細については園にご確認のうえ、重要事項説明書等で説明を受けてください。

教育・保育給付認定申請書 兼 教育•保育施設利用申込書

令和5年 10 月 12 日 申請日: (宛先) 福崎町長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 福崎町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報等を閲覧すること(マイナンバー制度による情報連携を含む。)や、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等にたいして提示することに同意します。
- 2. 利用施設決定後に福崎町がこの申請書等に記載した内容及び子ども・子育て支援法の規定に基づく適切な教育・保育利用のために必要となる情報を、特定教 育・保育施設等にたいして提供することに同意します。
- 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことに同意します。

以上のこ			t型給付費·地域型·	保育給付置	費に係る教育・1	呆育給付認定(の申請及び特	持定教育•	保育施設等	等の利用:	を申込みます	0			
	フリガナ	フクサキ	タロウ		〒 679-22										
				現在の		福崎町南	田原31	16番地	3 の1						
保護者	氏 名	福崎	太郎	住所地	※令和5年1月2	日以降に町外カ	いら転入された	た場合							
术喪有					令和5年1月1日時	点の住所地⇒ (兵庫	都/道	/府/県	00	市/区/町/村)				
	連絡先	(父携帯)	090-XXXX-		(母携帯)	090-000	20.000	<u> </u>	白 少)	070	0-22-ΔΔ	A A			
		((,				(自宅) С						
	フリガナ	フクサ	キーサキコ	性別	生 年	月日	年齢(R6.4.	1時点)	地域型係	と育事業の	り利用(申請	詩時点)			
申請															
子ども	氏 名	福嶋	5 咲子	女	平成30年	拝6月7日	5	歳		∶∴△△伢	育園)			
									□なし						
利用者	希望施設名	//t.1 × .tu. V	マニ ど 土 国		希望理由	自宅から	2EL7		育児休	坐 (希望	望する保育所等	に入所出			
	外施設は、	第1布室: 人	×こども園		布 至	日七から	ו טבע		月 ルル	来ない	ハ場合は、育児 許容できるため	休業の延			
	没より上位に	/*********	○伊奈園		希望理由	職場から	たい		かり復	が 長も記	許容できるため 優先順位が下が	い、利用調			
記載して	て下さい。	第2希望:〇〇保育園			布主性田 明场/		ועעע		の方	い。	发力的民国公 「	7 (0 &			
利用	希望期間		令和 6 年	4	月から	年	1	月まで	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	校就学前	まで				
	本胡小フ 靭草	マストロナル		▲ 亡月 1 ァ 沙乀 ご	とない場合もあ							+11			
	, , ,		. , . , _ 0 (»• m •	/ 0 / /	*, . * * * * * * *	ト旭訳(す	もなりより	ので事目	リにこ作的「	91,0			
希望する認定区分	2 2 11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1														
能是巨力	□ 保育標準時間認定(2・3号) : 保育を必要とする事由に該当し、保育所・認定こども園(保育)等の利用を希望(最長11時間まで) ☑ 保育短時間認定(2・3号) : 保育を必要とする事由に該当し、保育所・認定こども園(保育)等の利用を希望(最長8時間まで)														
	- 11 14.						を正とも国(保育)等(り利用を布	室(東長8	時间よび				
	(2号・3号認定を希望する場合のみ) 該当する理由に☑を付けて下さい。														
保育の	(子から見た) (父) 母・そ(、☑ 就労				護	災害 復旧	口 求 活		就学				
必要理由	(子から見た紅		,			. ч	104								
	(ナから見た) 父 (母)· その	元性)	、☑ 就労				護	災害 復旧	口 求 活		就学				
			, 動数等の参考とし			,	吸 質目による選	10-4-11							
	1 10 2 11 1 1 1		が助言を受けたこと	/		- () () - /					0				
	□あり ⇒	/	(M) [[] () () () ()	_ (), ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. ,	u		0,50,10			\			
		(身体	上や発達	崖上気になる	ることがある	る場合等も	記入し	てくだ)			
申請	該当する項目に	こ☑を付けて下	さい。(該当さい												
子どもに ついて	□身体障害	者手帳あり □]特別児童扶養		<u> </u>	(H- W)			
34.6	□療育手帳る	あり □]手帳等の申請中・『	申請予定	□ない	(牛乳)	 ない	()			
			景合のみ) 希望する		と付けて下さい	, .									
			と利用できる場合の	のみ希望											
	□きょうた	ごいで別施設で	でも希望												

世帯員全員記入して下さい。(世帯分離している場合でも同一敷地内に居住する世帯員や、単身赴任等、別居中で生計を一にしている世帯員を含む)。

F 117 X 2	フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先	別居 ※1	別居の場合の住所	備考 ※2
申請子	フクサキ タロウ 福崎 太郎	父	昭和61 年 1 月 1 日	株式会社〇〇	✔□有	〇〇県△△市XX	身・療・特・精・年
どもの世	フクサキ ハナコ 福崎 花子	母	昭和61 年 2 月 2 日	株式会社口口	□有		身・療・特・精・年
帯員(フクサキ サクラコ 福崎 桜子	姉	平成27 年 3 月 3 日	△△小学校	□有		身·療》特·精·年 兵庫県 第〇〇〇〇号
申請子ぶ			年 月 日		□有		身・療・特・精・年
ども除く			年 月 日		□有		身・療・特・精・年
			- 【ひとり親世帯】 事由が確認できる い。	にチェックをした 3戸籍謄本等を添付	場合、該してくだ	当 さ	身・療・特・精・年
世帯の状況	該当する項目に☑を付けて下さ □ひとり親世帯(□□	離別 ・	該当なし⇒ ▽) □ 死別 · □ 未対	番) □生活保護	世帯		

(※1)別居で生計を一にしている世帯員がいる場合には別居欄に☑して下さい。

(※2)世帯員が身体障害者手帳(身)、療育手帳(療)、特別児童扶養手当(特)、精神障害者保健福祉手帳(精)、障害基礎年金(年)の交付を受けている場合は、該当するものに○をつけ、あわせて記号番号を記入して下さい。

12.	続	_	氏 名		生年月日	住 所	電 話	就労の有無
	父	祖父	福崎	一郎	昭和30 年 5 月 5 日	△△県××市○○	080-000-000	有·無
祖父母の現況	方	祖母	福崎	正子	昭和30 年 6月 6日	同上	080-ΔΔΔΔ-ΔΔΔ	看・無
2000	母	祖父	Ш⊞	勝	昭和35 年 7 月 7 日	××県〇〇市△△	090-×××-××	有・無
	方	祖母	Ш⊞	和子	昭和35 年 8月 8日	la la la la la la la la la la la la la l	090-000-000	有・無

個人番号申告書

教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設利 用申込書の保護者欄に記入された方の名前、個 人番号等を記入してください。

申請日: R5 年 10 月 12 日

福崎町長

私は、施設空稲付賀・地域空保育稲付賀寺に係る文稿認定の申請、施設等利用給付認定の申請にあたり個人番号確認資料及び身元確認資料を提示して個人番号を申告します。

また、私以外の世帯員については、個人番号及び特定個人情報の取扱事務について、私が個人番号関係事務実施者として番号確認及び本人確認を行ったうえで、個人番号を申告します。

1.100 2 400	1-1335CHB T C C B THE BUSINESS TO THE BUSINESS													
保護	者氏名(※ 1)	性別		生年月日	l	住所							
福	崎太	郎	男 · 女	昭和6	1年 1	月 1 日	福崎田	」南田原	泵31 1	16番均	也の1			
	個人番号													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2			

(※1)申請書の「保護者」欄に記入した方と同じ方が自署してください。

世帯員氏名	個人番号												
福崎 花子	妻	2	თ	4	15	6	7	00	0	0	1	2	3
福崎 桜子	子	3	4	5	6	7	00	0	0	1	2	3	4
福崎、咲子	子	4	IJ	60	7	80	တ	0	T	2	თ	4	5
教育・保育給付認定申請書兼 教育・保育施設利用申込書の													
申請子どもの世帯欄に記入された方全員の名前、続柄、個													
人番号を記入してください。													

(上記保護者と書類の提出者が異なる場合のみ記入)

上記保護者以外の方が申請に来られる場合のみ、申請に来られる方の名前等を記入してください。

上記保護者以外の方が申請に来 られる場合のみ、保護者氏名欄 に記入、押印をお願いします。

下記の石を代理人と定め、個人番号提供に関する権限を委任します。

保護者氏名福

福崎

代理人(※2)氏名	性別	生年月日	住所		
福崎 花子	男囡	昭和61年 2 月 2 日	福崎町南田原3116番地の1		

(※2)代理人が書類を提出する場合、本人確認書類は代理人のものを提示してください。

利用目的について

提出を受けた個人番号及び特定個人情報は、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型保育給付等に係る支給に関する事務、施設等利用費に係る支給に関する事務であって法令に定めるものに必要な目的の範囲で取り扱います。

※提出された個人番号は、福崎町において厳重に保管・管理します。受付施設等では保管・管理しません。

※保護者が他の世帯員から個人番号の提供を受ける場合には、上記「利用目的について」を他の世帯員にも明示してください。

【福崎町使用欄】

個人番号確認書類	本人確	認書類									
	顔写真付き身分証明(1点のみ)	その他の確認書類(2点必要)									
□個人番号カード(裏面) □個人番号通知カード □個人番号が記載された住民票等	□個人番号カード(表面) □運転免許証 □パスポート □住基カード(写真有) □療育手帳 □身体障害者手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □在留カード又は特別永住者証明書	□各種健康保険被保険者証 □各種共済組合の組合証 □年金手帳 □児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書 □介護保険被保険者証									

※子ども・子育て支援法施行規則第2条第1項による

申請日: 令和 5年10月12日

子育てのための施設等利用給付認定申請書

(宛先) 福崎町長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税 状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあ ります。
- 3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給さ れる場合があります。
- 4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基 づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 5. 申請內容か事実と相違した場合は、施設等利用紹行認定を取り消すことかあります。 6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育<mark>、の。既に利用している場合でも、</mark> きません。 **認定は申請日より前に遡れませ**

り申請はで

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に。

								認定	希望日	(施設	利用開始	日)	令和	6 年	4 月	1 ⊟
	フリガナ	フクサ	フクサキ タロウ			rh ≈±				₹6	79-2	280			<u> </u>	
保護者	氏名	福崎	太郎		子	申請 子ども との続柄		父 居住地		福崎町南田原3			116番地の1			
	連絡先	(父携帯)	090-×	(XXX-X	×××	(母捷	携帯)	09	0-00	00-0	0000	(自宅)				
申請子ども	フリガナ	フクサ	キ サキ	:		性別				生	年月日		年齢(R6. 3. 3	1時点)	
	氏名	福崎	咲子		性			Z	平原	太30	年 4月	4 日	※認定希望日直前	5 の3月31日時	歳気の年齢	
認定種別	☑ 申請子ども	っは、認定希	6望日時点	で満3歳に達	する日以	後の最	最初の	3月;	子ども 民税非	が3歳 課税世	未満(認定 帯のみが対	E日直前の 対象です。	3月31日時,	点)の堆	合、住	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		で満3歳に達	する日以	後の最	最初の	3月:	3 1 日まて	の間に	こあり、市町	「村民税非訂	課税世帯に該	当する	(第3号)	
	該当する□にレ		下さい。													
保育の 必要理由	(子から見た続柄)父 母・その)	✓ 就労(月48時間以	(上)		妊娠 出産	□ 疾病 障害		□ 介護 看護	□ 災害 復旧	□ 求職 活動等		】就学	
	(子から見た続柄) 父 母 その)	✓ 就労(月48時間以	(上)		妊娠 出産	□ 疾病 障害		□ 介護 看護	□ 災害 復旧	□ 求職 活動等		〕就学	

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の 前年1月1日現在の住所 (※1)	(母親)	兵庫県○○市××−× □ 現住所と同じ	(父親)	兵庫県○○市××−× □ 現住所と同じ
認定希望日の 前々年1月1日現在の住所 (※2)		☑ 現住所と同じ	(父親)	☑ 現住所と同じ

^{※1、2} 転入前の住所が町外である場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわ かる証明書(課税証明書)を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。(世帯分離している場合や単身赴任等、別居中で生計を一にしている世帯員を含む。)

	フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園先	別居 ※1	別居の場合の住所
申請	フクサキ タロウ 福崎 太郎	父	昭和60年 1月 1	株式会社〇〇	☑有	〇〇県△△市XX
子どもの	フクサキ ハナコ 福崎 花子	母	昭和60年 2月 2	3	□有	
世帯員	フクサキ サクラコ 福崎 桜子	姉	平成26 年 3 月 3	△△小学校	□有	
申			年 月	3	□有	
請子ども			年 月	3	□有	
除 く)			年 月	=	□有	
			年 月	=	□有	

<必ず裏面も記入して下さい>

幼稚園・認定こども園を1号認定で教育利用する(予定含む)方は記入して下さい。

災害の状況:

災害復旧

	リガナ			所在地	₹	_	Tel		()		
Ti	 色設名			利用開始	】 予定日		年	月	日		
認可	外保育施設	と、一時預かり事業、病児保育	事業、子育て援	助活動支援事業	羊を利用	用する(予)	定含む)方は記入して	下さい。			
		フリガナ 施設名	利用するす				所在地		利用開始	予定	日
	(DOホイクエン		- 時預かり		79-22					
		OO保育園	病児保育・子育て援助活動				町XX一X ××××-××-×××	令和6 年 4月1日			
			利用している施 入してください	E設・事業をすべ \。	くて記	_	2000 00 000		年	月	B
					Ŧ	TEL:					
			認可外・ 病児保育・子		ľ	TEL:			年	月	B
			· 認可外 ・ 病児保育・子		₸	TEL:			年	月	B
保育	を必要とす	る理由に応じて記入して下さ	い。								
保育	必要理由		親の状況					親の状況			
	就労 種別	☑ 居宅外労働☐ 自営 ⇒ 「□ 自宅	_	[سدی		☑ 居宅					
								VI 64	口 中心者		
就	,_,,	□ 自宅以外 □ 協力者 □ 内職 □ その他: ()				□ 内職	【□ 自宅! □ その(□協力者」		`
労		徒歩・自転車 バス・自		h, ()	,		□ ての1 徒歩・自転車・バス・自!		$\overline{}$)
	通勤手段 • 時間	通勤手段	は全てに○をつけて下さい。			通勤手段 ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。					
	U HJ	通勤時間 約 10 分(片		通勤時間 約 30 分 (片道時間を記入して下さい。)							
	振・出産 「請時点)	□ 無 □ 有 ⇒ (予定日)	年	月	日						
疾兆	病・障害	(疾病・障害名)	(手帳交付)			(疾病・降	章害名)		(手帳交付)		
	等		無				□ 有		無		
	被介護者名		(申請子どもと	: の続柄:)			(申請子	どもとの続柄:)
介護	傷病・障害名										
* 看	可品从松	□入院中 通院(月・週 回)				□入院中 通院(月・週 回)					
護	受診等 の状況	□通所・通学(週 回))			□通所・迫	通学(週 回)				
		施設名()		施設名	()		
就学	通学手段 • 時間	通学手段 ※複数手段がある場合は				通学手段	徒歩・自転車・バス・自 ※複数手段がある場合は)	
子	w.1.lt1	通学時間 約 分(片	道時間を記入して	て下さい。)		通学時間	約 分(片)	道時間を記	己入して下さい。)	
求理	求職活動等 活動の内容:						子:				

災害の状況: